

## 第7章 計画の推進体制及び進行管理



## 1 計画の推進体制

計画を効率的に推進していくために、市民・市民団体・事業者・市が連携し、協働により環境保全に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進します。

なお、環境保全等に関する広域的課題や地球環境問題等への対応については、国や県及び他市町村、専門の関係団体（茨城県地球温暖化防止活動推進センター、茨城県地域気候変動適応センター）と協力・連携を図りながら、広域的な視点からの取り組みの推進や、適応に関する情報収集、整理、分析、提供等に努めます。

### 各主体の計画推進のための取組

#### 1-1 市民・市民団体・事業者

市民・市民団体・事業者は、環境の保全等に関する施策に積極的に参加・協力し、協働による環境づくりを推進していきます。

#### 1-2 常陸太田市環境審議会

環境基本法第44条の規定に基づく機関で、市民や事業者等の代表、学識経験者で組織されています。市長の諮問に応じ、基本計画や自然環境の保全に関する調査・審議をするとともに課題や取り組み方針等についての提言を行います。

#### 1-3 市（策定委員会・関係課）

本計画で定める施策や事業を総合的かつ計画的に推進するため、関係部署で構成する環境基本計画策定委員会を設置し、施策・事業の進捗状況の点検、施策推進上の課題の検討や調整を行います。また、各施策の推進主管課は、関係機関との協議調整を踏まえながら、施策を円滑かつ効果的に推進していきます。本計画事務局は、施策の推進状況を把握検証し、必要な調整を行います。

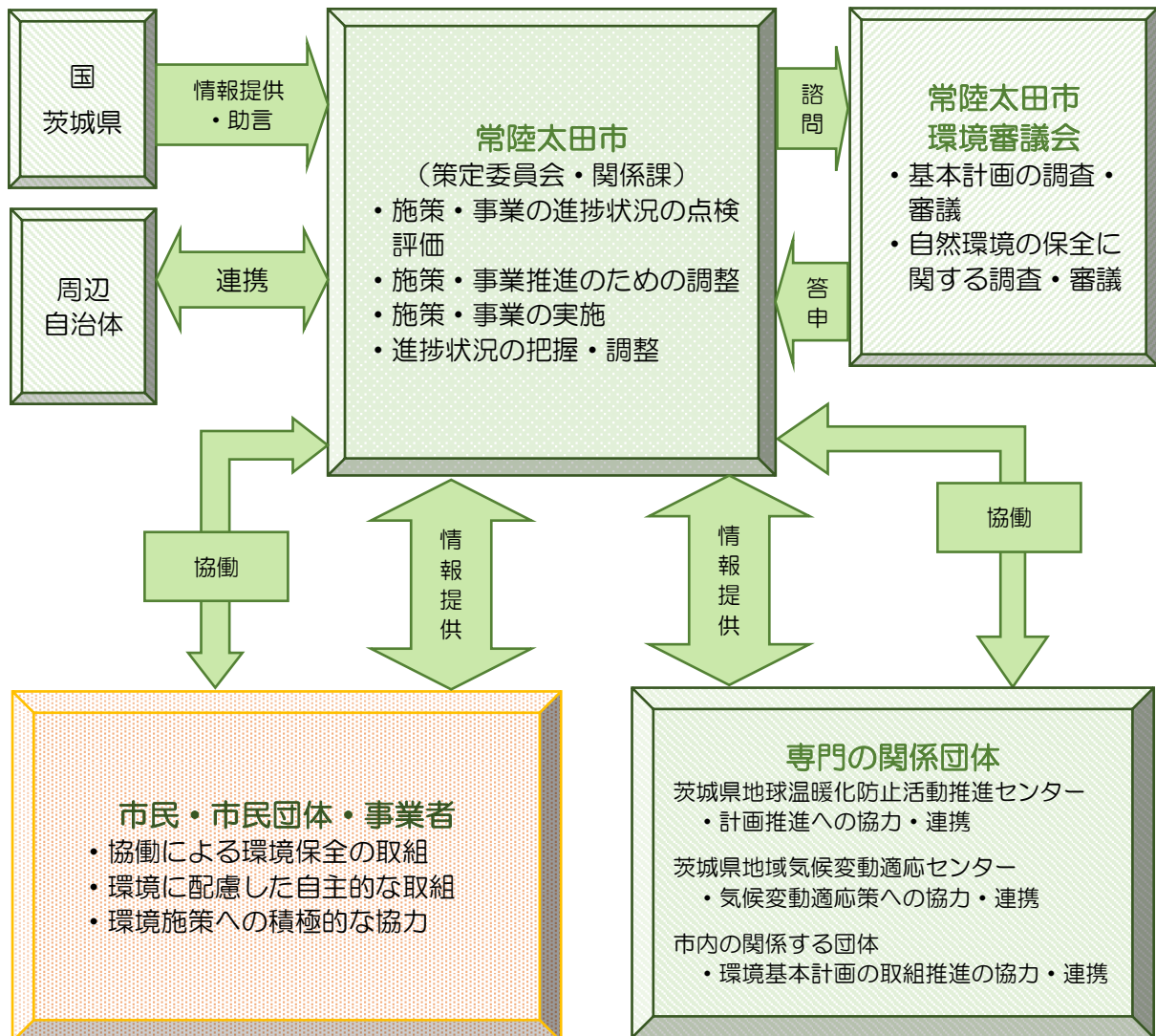
#### 1-4 国・県・周辺自治体

河川の水質保全や廃棄物対策、放射性物質対策、地球温暖化問題等複雑多様化する環境問題に対して、広域的な視点に立ち、国・県や周辺自治体との連携と協力のもとに、効果的な施策を展開します。

1-5 専門の関係団体

環境保全等に関する広域的課題や地球環境問題及び気候変動適応策等への対応については、専門の関係団体（茨城県地球温暖化防止活動推進センター、茨城県地域気候変動適応センター）などと協力・連携を図りながら、地球温暖化対策や適応策を推進します。（情報収集、整理、分析、提供等）

計画の推進体系イメージ

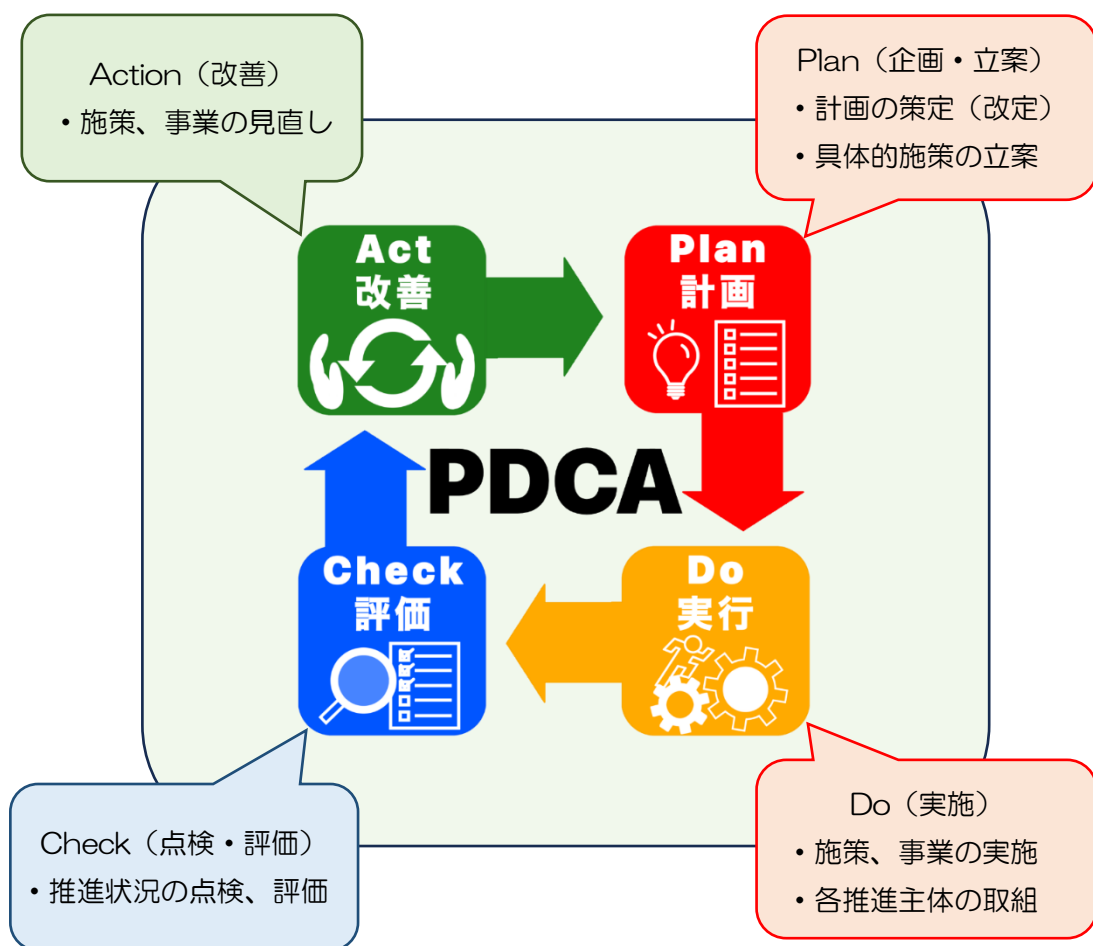


## 2 計画の進行管理

本計画に掲げられた環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するために、施策の実施状況や環境の現況を的確に把握し、点検・改善を行うことが大切です。

このため、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、「Plan（企画・立案）」、「Do（実施）」、「Check（点検・評価）」、「Action（改善・見直し）」のサイクルにより、施策の実施状況等の結果を検証するとともに、広報紙やホームページにおいて市民に公表していきます。

### PDCA サイクルによる進行管理



## 3 財政的措置

本計画に掲げられた各種施策を総合的・計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。